

第 4 章 量の見込みと提供体制の確保等



第4章 量の見込みと提供体制の確保等

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、そのほかの社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが定められています。

第1期計画では、教育・保育提供区域を「市街周辺地区」と「向陽台地区」の2つのエリアとして設定していましたが、区域を分けることできめ細やかな計画となる反面、弾力的な運用がしづらいものとなります。

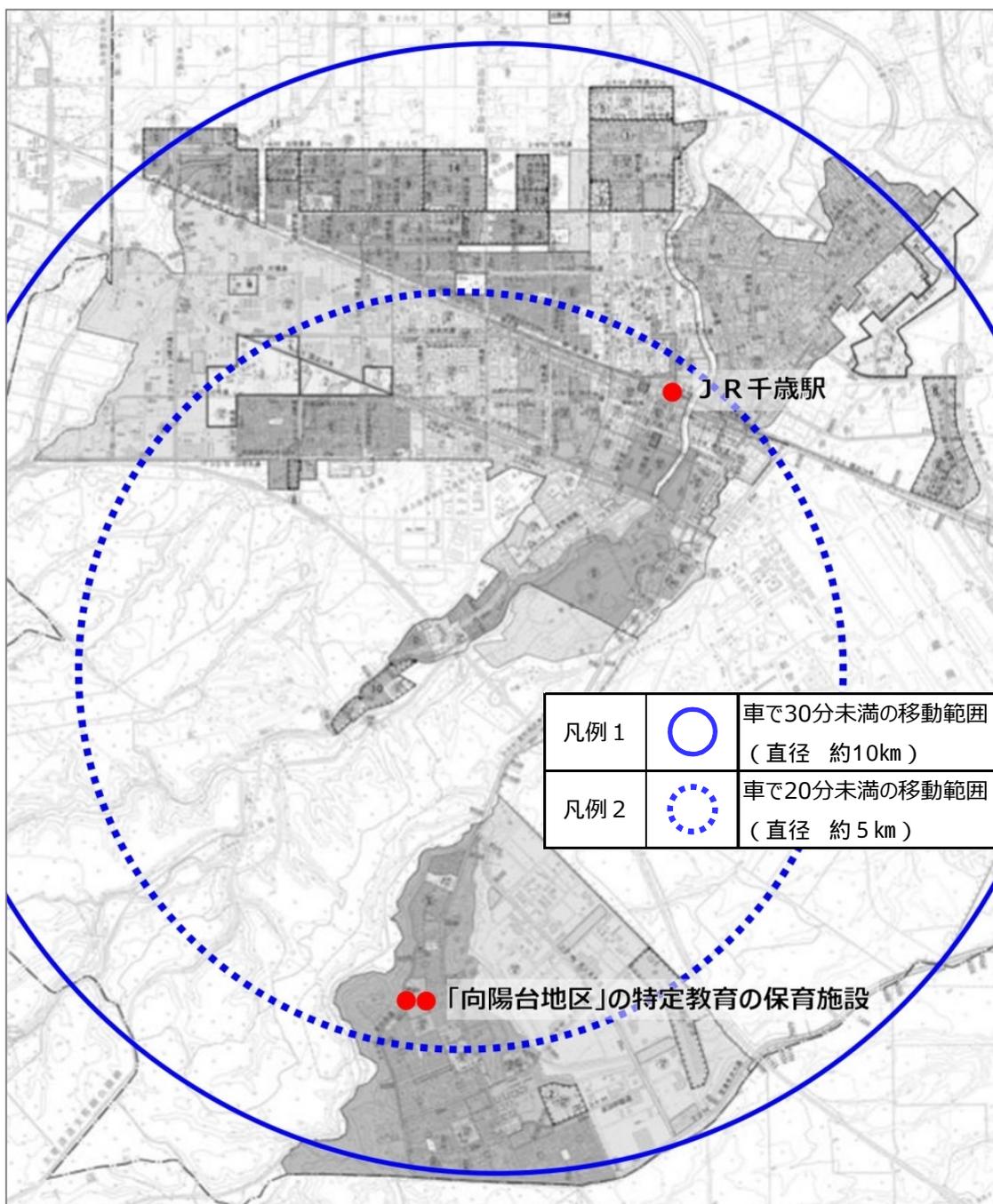
また、区域を分けることにより事業計画における需要量見込みの推計が困難となりますが、広域とすることで需要調整が容易となり、柔軟なサービス提供が可能となります。

そのため、以下の理由から、第2期計画では市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を『千歳市全域（行政区）』として設定します。

教育・保育提供区域の検討の理由

視点1	利用者にとって生活圏内の区域設定であるか	「向陽台地区」に居住する方は「市街周辺地区」と行き来する通勤者が多く、生活圏は地区内のみではなく、市中心部を含む「市街周辺地区」も合わせた範囲であること。
視点2	利用者にとって利便性が高い区域設定であるか	市内の対角線上に位置する双方の教育・保育施設まで（最も離れた距離）、自家用車で30分未満の時間で登園することが可能であり、1つのエリアとしても距離的な問題は少ないと言えること。 国が示す「保育所等利用待機児童の定義」に準じて、登園するのに無理のない範囲（自宅から車で30分未満）を保育の提供範囲とした。（50ページ凡例1参照）
視点3	区域を超えた施設・事業の利用に柔軟に対応できる区域設定であるか	「向陽台地区」の幼児教育・保育施設へ通う園児のうち、「市街周辺地区」から登園している児童は約4割程度いることから、「向陽台地区」内が1つの単独した提供区域とは言えないこと。（50ページ下段の表参照）
視点4	区域を超えた施設・事業の利用に柔軟に対応できる区域設定であるか	JR千歳駅付近から「向陽台地区」の幼児教育・保育施設までは、車で約20分程度で登園可能であり、「向陽台地区」が1つの単独した提供区域とは言えないこと。（50ページ凡例2参照）

保育の提供範囲



「向陽台地区」の特定教育・保育施設の利用状況

「向陽台地区」の特定教育・保育施設 へ登園している児童数	左記の内、市街周辺地区から「向陽台地区」 の幼児教育・保育施設へ登園している児童数 ()内は割合
253 人	89 人 (35.2%)

(令和元年 11 月現在)

2 将来の子どもの人口の見通し

計画期間における子どもの人口は、1歳以上は5歳ごとの過去5年平均移動率、生残率と各年齢の人口を乗じて、移動数、生残数を計算し、それらを足し合わせることで各年齢の推計人口を算出しています。0歳人口（出生数）は、母親（15～49歳）の出生率（5歳ごと）にそれぞれの人口を掛け合わせて算出しています。

単位：人

	現況	推計				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	97,410	97,504	97,553	97,570	97,565	97,535
子ども人口 (0～17歳)	15,963	15,900	15,814	15,658	15,499	15,307
年少人口 (0～14歳)	13,226	13,074	12,896	12,719	12,580	12,410
就学前	5,044	4,922	4,800	4,660	4,631	4,618
0歳	771	799	792	788	785	781
1～2歳	1,590	1,546	1,550	1,570	1,560	1,553
3～5歳	2,683	2,577	2,458	2,302	2,286	2,283
小学生	5,422	5,417	5,377	5,321	5,178	5,062
低学年	2,681	2,642	2,643	2,652	2,548	2,430
高学年	2,741	2,775	2,734	2,669	2,630	2,632
中学生	2,760	2,735	2,720	2,738	2,772	2,730
高校生	2,737	2,827	2,918	2,939	2,920	2,897
子ども 人口比率	16.4%	16.3%	16.2%	16.0%	15.9%	15.7%
年少 人口比率	13.6%	13.4%	13.2%	13.0%	12.9%	12.7%

現況の令和元年は4月1日現在の人口分布（外国人を含む推計）

基礎データ

人口：住民基本台帳（日本人及び外国人）令和元年10月1日

移動率：住民基本台帳人口移動報告（総務省）平成26年～平成30年

（算出方法）各年齢層の転出数と転入数の差し引きを人口で割り返して算出

生残率：人口動態統計（厚生労働省）平成26年～平成30年

（算出方法）各年齢層の死亡数を人口で割り返して死亡率を計算し、1 - 死亡率とすることで生残率を算出

出生率：人口動態統計（厚生労働省）平成26年～平成30年

3 幼児教育・保育事業

子ども・子育て支援法では、「施設型給付」と「地域型保育給付」の2つの給付制度に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化されています。

これらの教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの教育・保育給付の認定区分が設けられ、この区分に基づいて2つの給付（施設型・地域型保育）が行われ、施設・事業を利用することができます。

【教育・保育給付認定の種類】

認定区分	給付の種類	給付を受ける施設等
1号認定子ども 満3歳以上の就学前の子どもで、教育を希望する場合	施設型給付	幼稚園
		認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の就学前の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	施設型給付	保育所
		認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	施設型給付	保育所
	施設型給付	認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育など

(1) 幼児教育・保育の無償化について

令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設され、10月から幼児教育・保育の無償化が開始されることとなりました。

幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策や、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性の観点などから、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園等の費用が無償化されます。

無償化に係る給付を受けるためには、利用を希望する施設・サービス等に応じて新たな認定となる「施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号認定）」が必要となります。

また、子育てのための施設等利用給付について、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付に努めます。

新制度の幼児教育・保育施設に在園する3歳以上児の副食費については、年収360万円未満相当の世帯と、第3子以降の子どもがいる世帯を対象に無償化することとなりましたが、これに併せて新制度の対象とならない私学助成の幼稚園についても新たな地域子育て支援事業の一環として、同様の対象範囲において、副食費の助成をしています。

【施設等利用給付認定の種類】

認定区分	給付の種類
新 1 号認定	満 3 歳以上の小学校就学前子どもであって、私学助成幼稚園を利用し、教育部分のみを希望する場合
新 2 号認定	3 歳以上の小学校就学前子どもであって、保育の必要性（家庭において必要な保育を受けることが困難である場合）があり、預かり保育や認可外保育施設等を希望する場合
新 3 号認定	2 歳以下の小学校就学前子どもであって、保育の必要性（家庭において必要な保育を受けることが困難である場合）があることに加えて、保護者及び同一世帯員が市民税世帯非課税者で、預かり保育や認可外保育施設等を希望する場合

【年齢・課税状況・利用施設に応じた給付認定の種類】

児童の年齢	世帯区分	幼児教育・保育					
		認可保育所 認定こども園 (保育所機能) 地域型保育事業	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能)		私学助成幼稚園		認可外保育施設 一時預かり 病児保育
			教育のみ	教育 + 預かり保育	教育のみ	教育 + 預かり保育	
0 - 2 歳児	非課税世帯	3号認定	-	-	-	-	新 3 号認定
満 3 歳児	非課税世帯	2号認定	1号認定	1号認定 + 新 3 号認定	新 1 号認定	新 3 号認定	新 3 号認定
	課税世帯	2号認定 無償化対象外	1号認定	預かり保育 は無償化 対象外	新 1 号認定	新 1 号認定 預かり保育 は無償化 対象外	無償化 対象外
3 - 5 歳児	すべての世帯	2号認定	1号認定	1号認定 + 新 2 号認定	新 1 号認定	新 2 号認定	新 2 号認定

網かけ部分が無償化の対象。(一部対象外あり)

(2) 教育・保育の現状及び今後の確保方策について

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）・地域型保育

現在の定員と利用児童数の状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認定こども園	認可定員	813	954	1,326	1,419	1,516
	利用児童数	781	946	1,264	1,345	1,436
認可保育所	認可定員	245	255	125	145	145
	利用児童数	259	281	132	149	143
幼稚園 (施設給付型)	認可定員	0	100	1,184	1,150	1,150
	利用児童数	0	103	1,122	1,082	1,063
幼稚園 (私学助成)	認可定員	380	410	410	410	410
	利用児童数	365	360	370	361	355
小規模保育	認可定員	77	122	122	121	141
	利用児童数	62	106	121	113	126
事業所内保育 (地域枠)	認可定員	17	17	17	17	17
	利用児童数	0	7	8	6	6

単位：人、各年5月1日現在

確保の方策

保育所から認定こども園への移行促進及び定員の見直し

幼児教育と保育の一体的利用に対する需要に応え、また、質の高い教育・保育サービスの平準化を図るとともに、女性就業率の上昇や「幼児教育・保育の無償化」による保育ニーズの増加に対応するため、保育所からの認定こども園(2)への移行を促進します。また、認定こども園における認可定員の見直しを行い、恒常的な定員超過の解消を図ります。

幼稚園から認定こども園への移行促進

と同様に、幼稚園からの認定こども園への移行を促進し、保育枠の拡大を図ります。

その際、3歳未満児の受け入れを行うため調理室などの施設整備を要する場合、必要に応じて、国の施設整備に関する補助事業等を活用し財政支援を行うことで、低年齢児の受け入れを促進します。

また、幼稚園から認定こども園への移行と併せて、2号及び3号認定子どもの受け入れに伴う「延長保育事業」の実施について促進を図ります。

認定こども園における一時預かり事業の実施促進

認定こども園では、1号認定子どもによる教育標準時間（3）の利用と併せて、教育課程終了後または長期休業中に子どもを預けたいというニーズが想定されます。

保護者の就労形態などに応じた多様な保育サービスを提供するため、認定こども園への移行と併せて「一時預かり事業（幼稚園型）（4）」の実施について促進を図ります。（施設型給付を受けない幼稚園については、私学助成による預かり保育が実施されます。）

量の見込み（二一ズ量）

認可外保育施設と併せて、57 ページの「量の見込み」参照。



[用語解説]

- 2 「認定こども園」：幼稚園での幼児教育と保育での保育の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設をいいます。
- 3 「教育標準時間」：幼稚園、認定こども園における4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間をいいます。これを超える時間の利用は、一時預かり事業（幼稚園型）の対象となります。
- 4 「一時預かり事業（幼稚園型）」：基本的に特定教育・保育施設が在籍園児を対象として行う教育標準時間前後の預かりについて、委託または補助を行う市町村事業（地域子ども・子育て支援事業）。

認可外保育施設

従来から本市では、公立の認可外保育施設の整備及び運営のほか、一定の基準を満たす私立認可外保育施設に対し、運営支援を実施してきました。

公立の認可外保育移設	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市立認可外保育所(支笏湖、東千歳、中央、駒里など)	49	42	37	34	28
私立の認可外保育施設	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業所内保育所	28	28	29	25	21
夜間保育所	8	5	5	4	4

単位：人、各年5月1日現在

確保の方策

市立認可外保育所の実施

教育・保育施設等がない市街地から離れた農村地区や観光地区に開設している市の認可外保育所である「へき地保育所」については、保護者の就労形態や世帯の状況及び地域の実情に応じ、保育所の開設期間や時間を独自に設定するほか、保育の必要性の有無に関わらず柔軟な集団生活の場所を提供するなど、今後も地域の意向を尊重しながら運営することを基本とします。

また、近年では、会社員の農村移住や観光地のオールシーズン化等により、通年就労者の増加に加え、保育を要する児童の低年齢化など、地域の保育ニーズが変化してきていることから、市立認可外保育所としてのあり方について検討します。

私立認可外保育施設から認定こども園や小規模保育事業所等への移行促進

北海道や市の定める認可基準に基づき、必要に応じて国の施設整備に関する補助事業等を活用した整備等により、各施設への移行を促進し、保育の質の向上と保育定員の拡大を図ります。

地域の実情に応じた私立認可外保育施設の保育に対する財政支援の継続

従来から財政支援を行ってきた私立認可外保育施設のうち、開所時間などの認可要件を満たさないことで認可保育所等へ移行することが困難な事業者に対し、引き続き市独自の補助による運営支援を継続することで、地域の実情に応じた保育環境を確保します。

量の見込み（ニーズ量）

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）・地域型保育と併せて、58ページの「量の見込み」参照。

(3) 量の見込み

幼児教育・保育の量の見込みは、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改定版)」を踏まえつつ、子ども・子育て支援アンケート結果からの推計により算出し、さらに本市の特性に応じて「量の見込み」を設定します。

1号認定(3～5歳教育標準時間認定：幼稚園、認定こども園)

下表中の「1号」は「1号認定子ども」、「新2号」は、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した就学前の子どもであって、保育の必要性が認められる「新2号認定子ども」を表します。(新制度では、両親が就労中でも2号認定ではなく、保護者の希望により1号認定を受け、教育標準時間と一時預かり事業を併用して利用することが可能です。)

(単位：人)

項目			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			1号	新2号								
量の見込み ①			1,297	432	1,269	422	1,245	411	1,229	406	1,220	405
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	認定こども園 (1号枠)	371		362		355		347		355	
		幼稚園	1,027		1,000		980		959		982	
	確認を受けない幼稚園		371		362		355		347		355	
	計		1,769		1,724		1,690		1,653		1,692	
過不足数(②-①)			40		33		34		18		67	

2号認定(3～5歳保育認定：保育所、認定こども園)

下表中の「認定こども園(2号枠)」は、認定こども園における保育標準時間・保育短時間の利用の数を表します。

また、「認可外保育施設(単独補助)等」は、市が財政支援を継続する認可外保育施設の利用や、農村、観光地区の市立認可外保育施設などの利用が見込まれる数を表します。

(単位：人)

項目			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上	3歳以上
量の見込み ①			948	988	1,008	1,023	1,033
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	認定こども園 (2号枠)	822	862	882	897	907
		認可保育所	18	18	18	18	18
	認可外保育施設(単独補助)等		94	94	94	94	94
	企業主導型保育施設(地域枠)		14	14	14	14	14
	計		948	988	1,008	1,023	1,033
過不足数(②-①)			0	0	0	0	0

3号認定（0～2歳保育認定：保育所、認定こども園）

教育・保育の量の見込みと確保の方策については、認定区分のほか、3号認定子どもについては、下表のとおり「0歳」、「1・2歳」に分けることとされています。

(単位：人)

項目		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	
量の見込み ①		156	664	161	679	164	686	164	691	164	691	
確保 方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園 (3号枠)	77	405	82	420	85	427	85	432	85	432
		認可保育所	17	67	17	67	17	67	17	67	17	67
	特定 地域型 保育事業	小規模保育	52	73	52	73	52	73	52	73	52	73
		事業所内保育 (労働者枠除く)	0	17	0	17	0	17	0	17	0	17
		事業所内保育 (労働者枠)	0	14	0	14	0	14	0	14	0	14
		家庭的保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設(単独補助)等		10	68	10	68	10	68	10	68	10	68
	企業主導型保育施設(地域枠)		0	20	0	20	0	20	0	20	0	20
	計		156	664	161	679	164	686	164	691	164	691
過不足数 (②-①)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

4 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施する 13 の事業であり、この計画に沿って国、北海道の交付金と市の財源により事業を実施します。

なお、新制度の基本指針では、13 事業のうち 11 事業について目標事業量を設定することとされています。

(1) 利用者支援事業

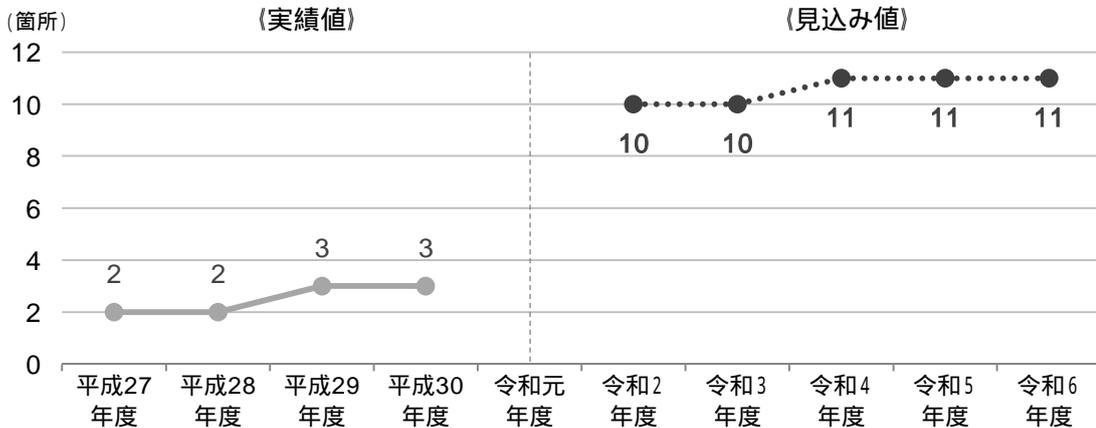
子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を行う事業

実施状況

平成 27 年度からちとせっこセンター及びげんきっこセンターに「ちとせ子育てコンシェルジュ」を各 2 名配置し、子育てに関する相談や教育、保育施設の情報提供などを行うほか、支援が必要な家庭を訪問する「ままサポート」を実施しています。

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数(箇所)	2	2	3	3
相談件数(件)	607	1,157	1,633	1,497
訪問回数(回)	64	54	64	43

量の見込み(二一ズ量)



項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	箇所	10	10	11	11	11

確保の方策

引き続き事業を実施します。

必要な方に支援が行き届くよう、さらに周知の強化を図るとともに、利用しやすい環境を整えるため、コンシェルジュ事業の活動の場の拡充などについても検討します。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	箇所	10	10	11	11	11

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するほか、子育てについての相談、情報の提供、助言、そのほかの援助を行う「地域子育て支援拠点」としての事業

実施状況

地域における子育て支援を総合的に展開するため、ちとせっこセンター、げんきっこセンター及びアリス子育て支援センターの3か所に「地域子育て支援拠点(一般型)」を設置し、子育て講座、子育て相談や子育て情報の提供のほか、子育てサークルなどの支援を行っています。

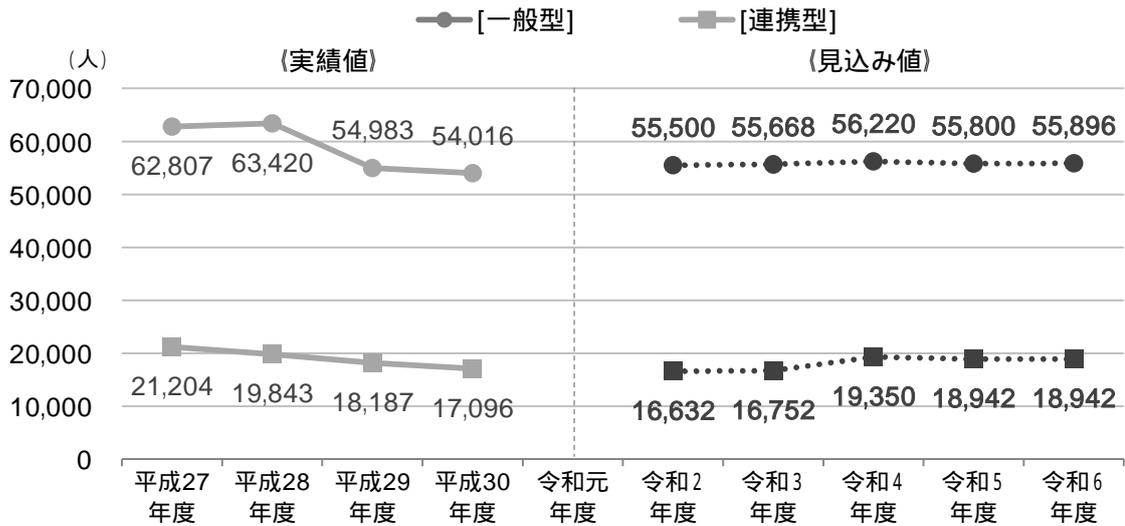
また、ちとせっこセンター、げんきっこセンターには、子育て中の親子が立ち寄り、親子同士が子育ての悩みを相談したり、友達をつくったりする「つどいの広場」(月～土曜日の9時30分～16時30分)を開設しており、多くの親子が交流しています。

項目[一般型]	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置個所数	3	3	3	3
利用者数(人)	62,807	63,420	54,983	54,016
子育て相談件数(人)	586	582	452	438
つどいの広場利用者数(人)	51,647	52,980	44,482	43,714

さらに、平成27年度からは7か所の児童館に連携型子育て支援拠点を設置するとともに、平成31年4月に新設された「あんじゅ児童館」においても、市では初めての民間事業者への委託により実施しています。

項目[連携型]	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置個所数	7	7	7	7
利用者数(人)	21,204	19,843	18,187	17,096
子育て相談件数(人)	136	81	81	78

量の見込み（ニーズ量）



項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み利用者数[一般型]	人	55,500	55,668	56,220	55,800	55,896
量の見込み利用者数[連携型]	人	16,632	16,752	19,350	18,942	18,942

確保の方策

保護者のニーズに対応した身近な場所に「連携型子育て支援拠点」を拡充します。

「自宅から遠い」、「交通手段がない」など、子育て支援センターに行くことが難しい方のニーズに応えるため、みどり台地区に新設する児童館に「連携型子育て支援拠点」を設置します。

全11か所が連携し、身近な地域で子育て世帯をサポートします。

3か所の子育て支援センターと8か所の児童館が連携し、子育て親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て講座等を実施することにより、身近な地域で子育て家庭をサポートします。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	箇所	11	11	12	12	12

(3) 妊婦健康診査

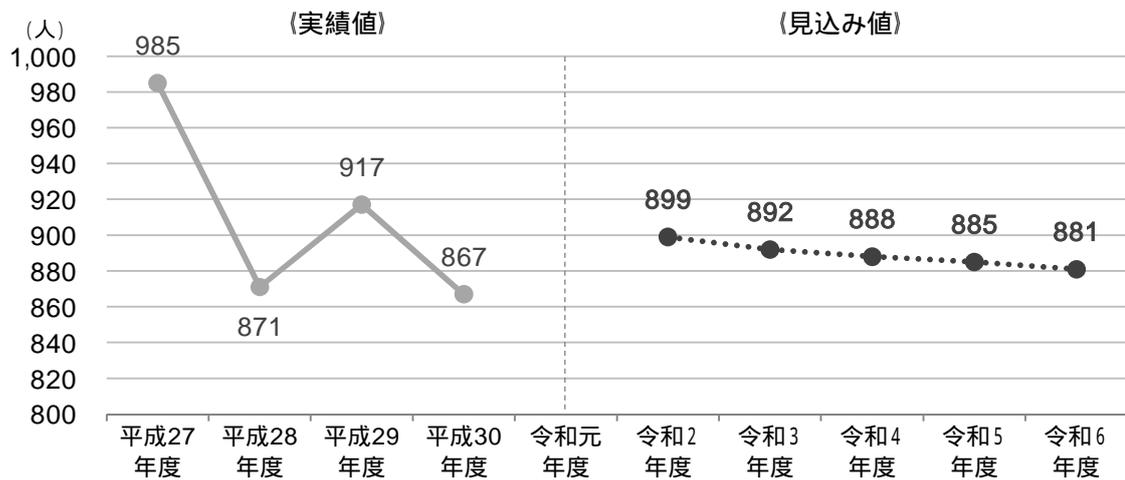
妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導のほか、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業

実施状況

妊婦が定期的に健康診査を受診することで安全に出産できるよう、1人の妊婦に「妊婦一般健康診査受診票」14枚、「超音波受診票」6枚の妊婦健康診査の助成を行っています。

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診票配布数(人)		985	871	917	867
受診票 交付回数(回)	一般健診	14	14	14	14
	超音波検査	6	6	6	6

量の見込み (二一ズ量)



項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	799	792	788	785	781
量の見込み	人	899	892	888	885	881

確保の方策

引き続き事業を実施します。

妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保や経済的な負担を軽減するため、今後も事業を継続し、効果的な実施に努めます。(112 ページ参照)

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
確保 方策	一人あたりの 受診票 交付回数	妊婦一般健診	回	14	14	14	14	
		超音波検査	回	6	6	6	6	
	実施場所		受診票は全道の医療機関で使用可能。道外の医療機関で受診した場合は、償還払いとして同額の助成を実施。					
	実施時期		通年実施					
	実施体制		医療機関との委託契約					
実施項目		国が定める基本的な妊婦健康診査項目						

(4) 乳児家庭全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん訪問」

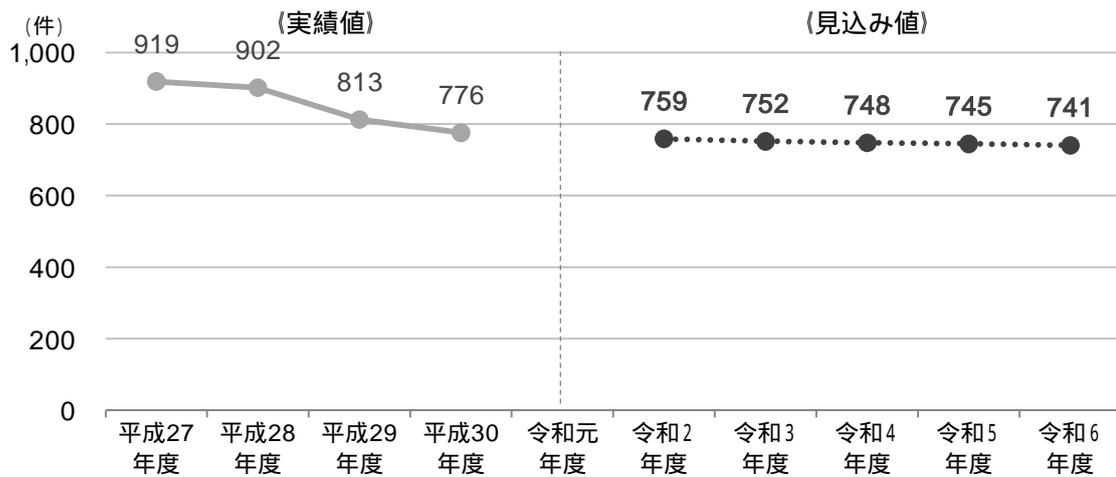
助産師や保健師が、生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭に訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

実施状況

乳児の発達状況、産婦の心身の健康状態を確認し、子育て情報の提供や必要に応じた支援を行っています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象家庭数(件)	946	929	822	827
訪問実績数(件)	919	902	813	776
実施率	97.1%	97.1%	98.9%	93.8%

量の見込み（ニーズ量）



項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	799	792	788	785	781
量の見込み	件	772	762	761	759	755

確保の方策

引き続き事業を実施します。

新生児の健やかな発育のため、事業を継続して実施し全戸の訪問に努めるとともに、妊娠中における出産や今後の不安に関するアンケートを行い、専門的な見地より、早期からの育児支援に努めます。（114ページ参照）

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	対象世帯に対する目標実施率	%	100	100	100	100
	実施体制	市の助産師及び保健師による家庭訪問事業				

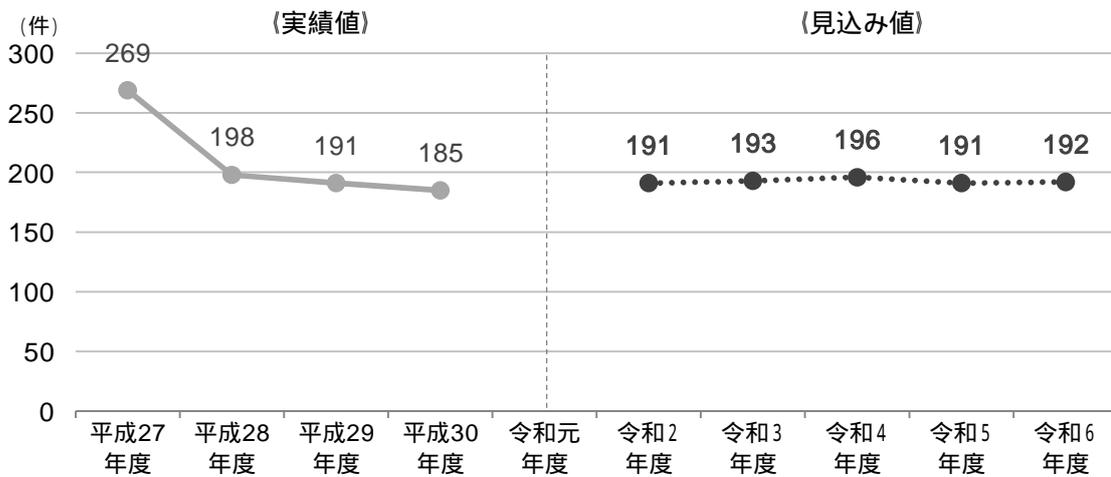
(5) 養育支援訪問事業等

健康状態や養育環境に問題を抱えた妊婦とその家族、及び養育や乳幼児の発達などに問題を抱えた乳幼児とその家族に対して、訪問などの個別支援を行う事業

実施状況

養育が困難なケースなどに応じて、助産師や保健師が居宅を訪問し、養育のアドバイスを行っています。

量の見込み（ニーズ量）



項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	799	792	788	785	781
量の見込み	件	191	193	196	191	192

確保の方策

養育支援訪問事業を推進します。

引き続き、養育困難家庭の把握に努め、専門職による適切な支援を行うと同時に、養育改善が必要な家庭に対して、子どもの安心・安全な生活環境を確保するため、新たに養育支援ヘルパーの派遣による家事・育児支援を実施します。

また、関係機関との連携を強化し、「千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会」の機能を活用して児童虐待防止を推進します。(117、134ページ参照)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	実施体制	市の保健師による養育支援訪問				

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

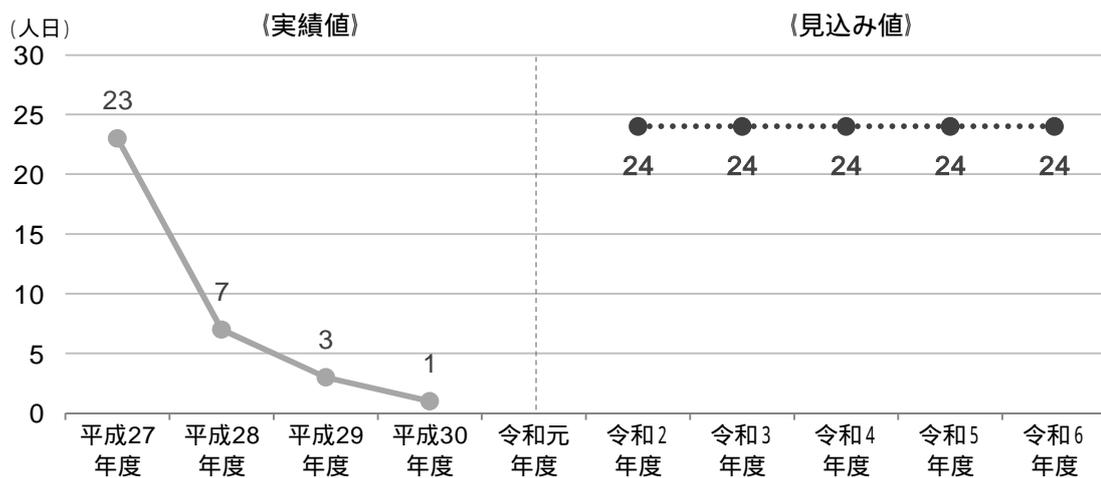
育児疲れや保護者の病気、そのほかの理由により、一時的に子どもを養育することが困難になった家庭を支援するため、宿泊を伴う短期間、子どもを児童養護施設で預かる事業

実施状況

北広島市に所在する2か所の児童養護施設に委託し、「ショートステイ事業」を実施しています。2か所で実施することで、一方の施設利用が困難な場合にも対応できる体制としています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受入児童延べ人数(人日)	23	7	3	1
利用延べ日数(日)	113	44	14	3
実施箇所数(箇所)	2	2	2	2

量の見込み(二ーズ量)



項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	24	24	24	24	24

確保の方策

引き続き事業を実施します。

引き続き、養育が困難な家庭の事情に応じて、ショートステイ事業を2か所の児童養護施設で実施します。(103ページ参照)

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	実施箇所数	箇所	2	2	2	2
	利用可能数 ②	人日	100	100	100	100
過不足数(②-①)	人日	76	76	76	76	76

(7) **小学生** ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方（利用会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）とが、相互に援助活動を行う場合の連絡、調整やアドバイスなどを行う事業

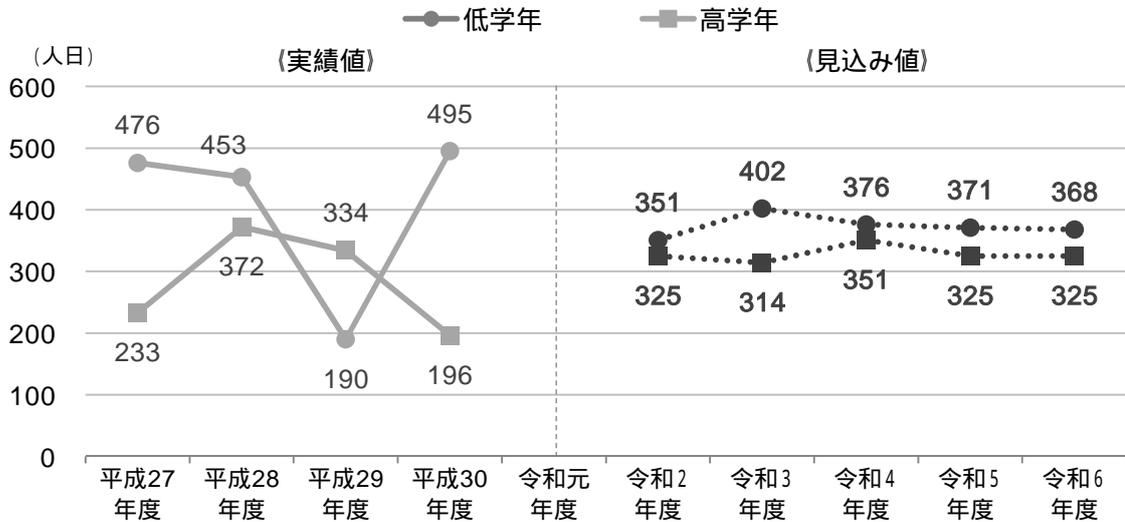
実施状況

千歳市社会福祉協議会に事業を委託しており、提供会員数は年々増加の傾向にあります。

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
活動件数(人日)	低学年	476	453	190	495
	高学年	233	372	334	196
	計	709	825	524	691
提供会員数(人)		186	194	194	197
依頼会員数(人)		711	762	830	855
両方会員数(人)		173	166	160	159

会員数は各年4月1日現在

量の見込み（二一ズ量）



項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	人日	351	402	376	371	368
	高学年	人日	325	314	351	325	325
	計	人日	676	716	727	696	693

確保の方策

引き続き事業を実施します。

事業を継続するとともに、提供会員等の資質を向上するための研修等を実施します。

(102 ページ参照)

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	実施個所数	箇所	1	1	1	1	1
	利用可能数 ②	人日	900	900	900	900	900
過不足数 (②-①)		人日	224	184	173	204	207

(8) 在園児対象 一時預かり事業

一時預かり事業(幼稚園型)として、1号認定を受けた子どもでも、保護者の就労等の理由がある場合は、教育標準時間を超える施設利用ができる事業

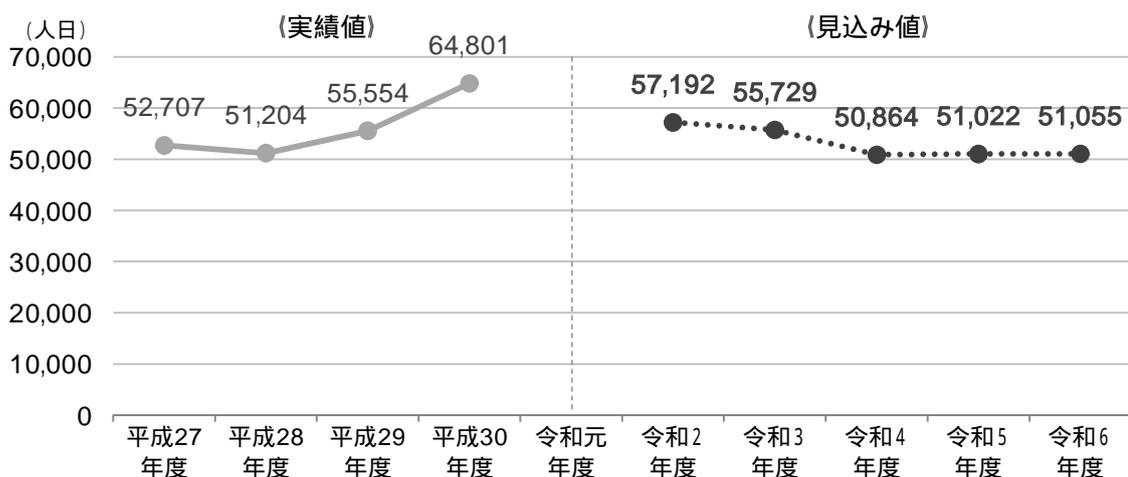
実施状況

現在は、すべての私立幼稚園及び認定こども園で預かり保育が実施されています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施幼稚園(箇所)	17	17	19	20
実施利用件数(人日)	52,707	51,204	55,554	64,801

私学助成の幼稚園は、国、北海道の「預かり保育推進事業(私学助成)」により実施されています。

量の見込み(二一ズ量)



項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	57,192	55,729	50,864	51,022	51,055

確保の方策

一時預かり事業（幼稚園型）を活用した事業を推進します。

1号認定を受け、認定こども園、幼稚園を利用する子どもでも、保護者の就労等の理由がある場合は、教育標準時間を超える利用ができるよう、事業を推進します。（102ページ参照）

私学助成による幼稚園での預かり保育の実施を継続します。

私学助成による運営を継続する幼稚園（（給付の）確認を受けない幼稚園）に対しては、子ども・子育て支援法の施行後も私学助成による国、北海道の「預かり保育推進事業」が実施されます。

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	実施箇所数	箇所	23	23	23	23	23
	利用可能数 ②	人日	57,192	55,729	50,864	51,022	51,055
過不足数（②-①）		人日	0	0	0	0	0

（9）在園児以外 一時預かり事業（一般型） ファミリー・サポート・センター事業

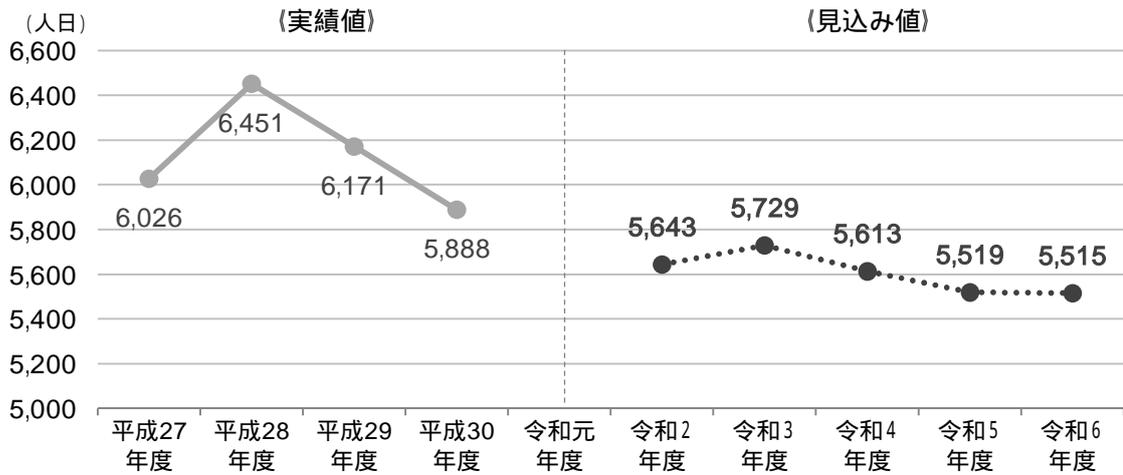
保護者の就労や疾病、育児疲れなどの様々な理由から、一時的に家庭での保育が困難になった乳幼児を預かる事業

実施状況

現在は、2か所の公立認定こども園と、3か所の私立認定こども園で行う「一時預かり事業（一般型）」と、「ファミリー・サポート・センター事業」により、実施しています。

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一時預かり事業 （一般型）	実施箇所数(箇所)	4	4	4	5
	定員(人)	36	36	36	42
	利用者数(人日)	4,743	5,105	4,580	4,516
ファミリー・サポート・ センター(就学前児童)	利用者数(人日)	1,283	1,346	1,591	1,372

量の見込み（二ーズ量）



項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	5,643	5,729	5,613	5,519	5,515

確保の方策

一時預かり事業（一般型）を活用した事業を推進します。

地域のより身近な場所で、安心して子どもを預けられるよう、実施施設数のさらなる拡充を図ります。（102ページ参照）

ファミリー・サポート・センター事業での乳幼児受け入れを今後も引き続き実施します。

小学生と同様に、就学前の子どもに対するファミリー・サポート・センター事業を継続するとともに、引き続き提供会員等の拡大と資質を向上するための研修等を実施します。（102ページ参照）

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	一時預かり事業(一般型)	実施個所数	箇所	5	6	6	6
		利用可能数	人日	5,105	5,834	5,834	5,834
	ファミリー・サポート・センター(就学前児童)	実施個所数	箇所	1	1	1	1
		利用可能数	人日	1,591	1,591	1,591	1,591
利用可能数計 ②		人日	6,696	7,425	7,425	7,425	
過不足数 (②-①)		人日	1,053	1,696	1,812	1,906	1,910

(10) 延長保育事業

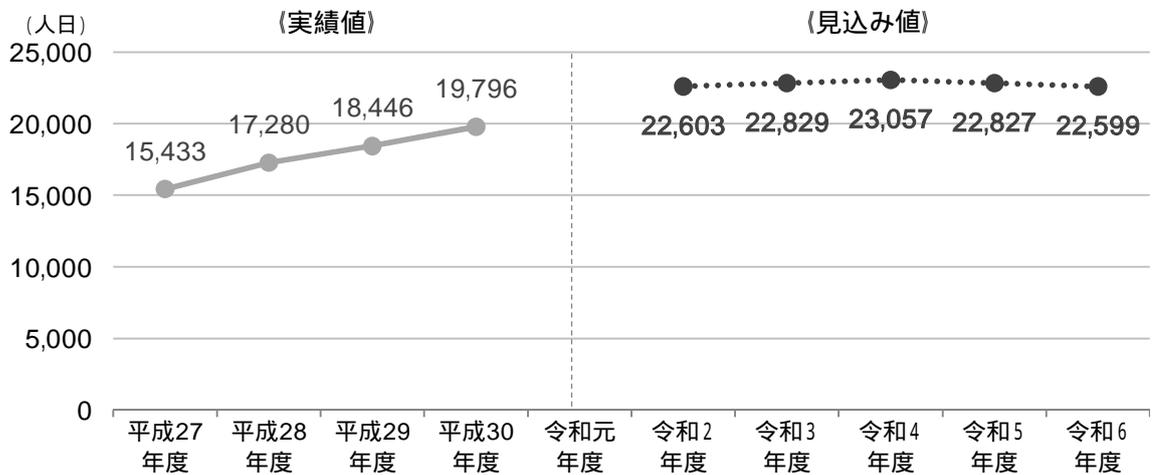
2号、3号認定子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。保育標準時間（11時間）及び保育短時間（8時間）認定を受けた子どもが認定時間を超えて保育の提供を受けることができます。

実施状況

25か所の教育・保育施設で、認定時間を超える保育を実施しています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数(人日)	15,433	17,280	18,446	19,796
実施箇所数(箇所)	18	19	21	25

量の見込み（二一ズ量）



項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	22,603	22,829	23,057	22,827	22,599

確保の方策

引き続き、事業を実施します。

現在は、一部保育短時間認定に限る場合もありますが、地域型保育事業所を含め、全園で実施しています。引き続き、保護者の就労等のニーズに合わせた事業として、実施を継続していきます。(105ページ参照)

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	実施箇所数	箇所	28	28	28	28	28
	利用可能数 ②	人日	22,603	22,829	23,057	22,827	22,599
過不足数 (②-①)		人日	0	0	0	0	0

(11) 病児・病後児保育事業、緊急サポートネットワーク事業

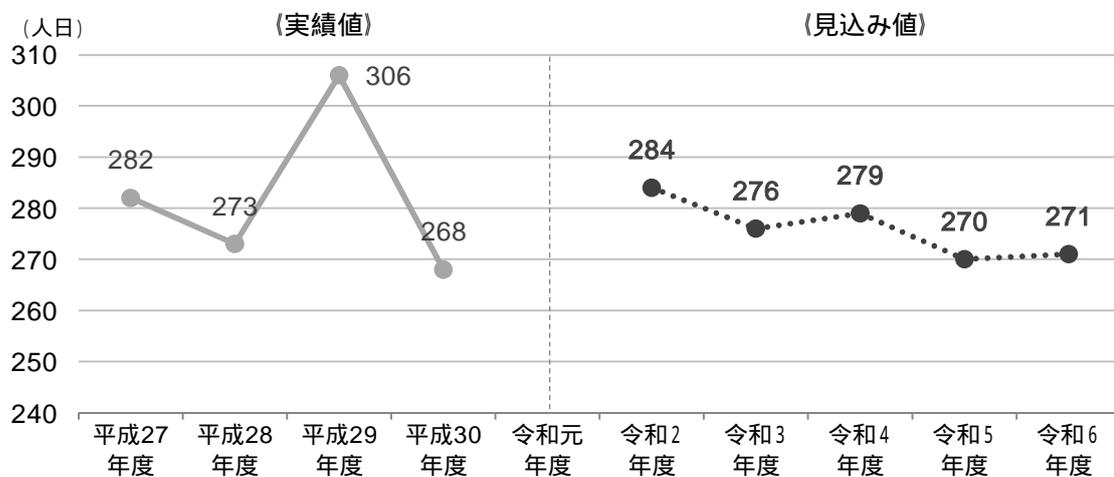
病児・病後児について、専用の施設などにおいて、看護師等が一時的に預かる事業と、子育て相互援助活動の一環として病児や緊急時の預かりを行う事業

実施状況

市立千歳市民病院に併設する「千歳こどもデイケアルーム」を専用施設とし、看護師と保育士の配置により、病児・病後児の預かりを実施しているほか、緊急的な預かり希望に対応する「子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化型）」の「緊急サポートネットワーク事業」をそれぞれ委託事業により実施しています。

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
病児・病後児 保育事業 (千歳こども デイケアルーム)	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1
	定員数(人)	3	3	3	3
	延べ利用者数(人日)	240	246	251	217
緊急サポート ネットワーク 事業	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1
	延べ利用者数(人日)	42	27	55	51

量の見込み（ニーズ量）



項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	284	276	279	270	271

確保の方策

引き続き事業を実施します。

事業を継続するとともに、緊急サポートネットワーク事業においては、子どもを預かる側の提供会員等の拡大と資質を向上するための専門的な研修等を実施します。(103、106ページ参照)

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
確保方策	病児・病後児保育事業 (千歳こども デイケアルーム)	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
		利用可能数	人日	900	900	900	900	900
	緊急サポートネットワーク事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
		利用可能数	人日	55	55	55	55	55
	利用可能数計 ②		人日	955	955	955	955	955
過不足数 (②-①)		人日	671	679	676	685	684	

(12) 学童クラブ事業 (放課後児童健全育成事業)

保護者が就労等により昼間留守になる家庭の小学生に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

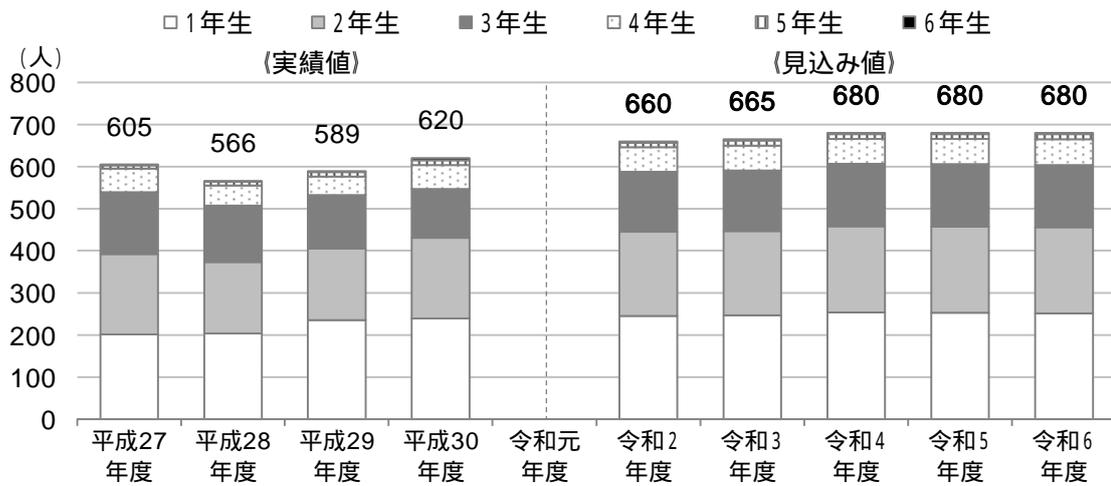
実施状況

学童クラブは市内17か所で実施しています。平成26年度からは対象学年を3年生までから4年生までに広げ、さらに平成27年度からは6年生までに広げています。定員についても需要増に対応するため、平成27年度の760人から平成30年度には860人に拡大しています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数(箇所)	15	15	16	17
定員数(人)	760	760	830	860
登録児童数(人)	605	566	589	620
1年生	202	204	236	240
2年生	190	170	169	191
3年生	147	133	127	116
4年生	56	48	44	57
5年生	8	9	11	11
6年生	2	2	2	5

各年4月1日現在

量の見込み（二ーズ量）



項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	人	246	247	254	253	252
	2年生	人	199	200	204	204	204
	3年生	人	143	144	149	149	148
	4年生	人	58	59	59	60	61
	5年生	人	11	12	11	11	12
	6年生	人	3	3	3	3	3
	計	人	660	665	680	680	680

確保の方策

学童クラブの増設により、需要増に対応します。

令和4年度の北陽小学校分離校新設に併せ、学童クラブの増設を図ります。（94 ページ参照）

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	学童クラブ実施箇所数	箇所	17	17	19	19	19
	利用可能数 ②	人	860	860	960	960	960
過不足数（②-①）		人	200	200	280	280	280

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 市の考え方

幼児期の教育・保育の一体的な提供については、幼稚園機能と保育所機能の一体化のみならず、保護者の就労実態、教育・保育の質の向上、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることなどを大切に考え、子どもが健やかに育成されるための環境づくりを進めていくことが重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していくことは、千歳市の未来を見据える上で重要な施策の一つとなっています。

(2) 市民のニーズ

アンケートからは幼稚園の利用を求める方の割合が最も多く65.4%であり、認定こども園も51.0%と同程度の利用希望となっています。一方、母親が就労している世帯は53.1%で、5年前のアンケートと比較して15.9ポイントの増加となっており、女性就労率の上昇による保育ニーズの増加が伺えます。また、現在、幼児教育・保育を利用していない方は、無償化実施後には新たに幼稚園や保育所などを利用したいと考えている方が72.7%と多く、教育・保育施設の利用希望者が多いアンケート結果となっています。

(3) 基本的な方針

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることのほか、在園児以外の親子登園や子育て相談など、地域の子育て支援を実施することが義務づけられています。

特に、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを持つ単一の施設であり、職員配置や保育室の面積などの施設基準について、幼稚園と保育所の高い水準を引き継ぐことを基本としています。

本市としては、保護者の就労の形態により子どもの環境が左右されず、かつ質の高い基準を満たす施設において、継続的に教育と保育が提供されることなどについて、本市の子育て家庭のニーズに整合していること、また、施設に入所する子ども以外も対象とする子育て支援が地域で展開されることなどから、幼保連携型を主とする認定こども園の普及促進に取り組むこととします。

また、教育・保育施設設置者の意向により、保育所または幼稚園のまま運営を継続する施設についても、それぞれの教育・保育方針を尊重しつつ、相互に連携・協働する体制を構築し、全市一体的な子育て支援サービスの提供に努めます。

(4) 具体的な推進方策

公立の幼保連携型認定こども園の運営（2か所）

2か所の公立幼保連携型認定こども園（認定こども園ひまわり、認定こども園つばさ）が次の役割を担うことで、全市的な教育・保育の一体的な提供を推進します。

ア 教育・保育施設の相互連携及び子どもの教育・保育施設の利用が困難な際のセーフティネットの役割

すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、市内の教育・保育施設の相互連携を一層強化します。なお、特別な配慮が必要な子どもなど、教育・保育施設の利用が困難な事例が生じた場合は、公立の幼保連携型認定こども園がセーフティネットの役割を担い、受け入れを行うことで、すべての子どもの教育・保育施設による健全な育成を担保します。

また、受け入れのノウハウを私立の教育・保育施設に提供することにより、子育てを支援する体制づくりを進めていきます。

イ 地域型保育事業の支援と連携

2歳以下の子ども（3号認定）の保育を行う地域型保育事業の実施者は、事業実施にあたり、将来3歳以上になった子ども（2号認定）の受け皿や保育の実施に伴うバックアップ体制を確保するため、認定こども園、保育所などの「連携施設」を設ける必要がありますが、2か所の公立幼保連携型認定こども園は、公立の地域型保育事業の連携施設として、子どもの円滑な保育の継続を担保すると同時に、地域型保育事業の実施に必要な支援を行うことで、多様な保育機能を下支えします。

ウ 質の確保と向上のための全市的な研修の実施

公立の幼保連携型認定こども園が主体となり、特徴のある教育・保育カリキュラムの作成や、アレルギー原因食品を極力使わない「なかよし給食」など子どもの安全確保のための取組、専門的知識の向上や実務技能習得のための研修会等を実施し、私立の教育・保育施設従事者に参加を呼びかけ、広域的な質の確保と向上を図ります。

私立の教育・保育施設の認定こども園への移行を促進

公立施設の役割である需給調整機能により、2か所の公立幼保連携型認定こども園（5）の定員（2号認定、3号認定の子どもに関する保育枠）を、在園児に配慮しながら順次削減し、幼稚園などの私立教育・保育施設への保育枠の配分を行うことで、認定こども園への移行を促進します。

国及び北海道の補助事業等を活用した施設整備の実施

私立の教育・保育施設等が認定こども園へと移行するにあたり施設整備を要する場合、国及び北海道の補助事業等を活用し、その範囲内で補助を実施します。

補助の実施に当たっては、地域の実情や施設状況、地域の理解、延長保育等の地域子ども・

子育て支援事業の展開や、特別な支援を必要とする子どもの受け入れなどを十分に踏まえたものとするため、公募型プロポーザル形式により事業者を選定し、順次、認定こども園に移行するための整備を行うことで、子どもと保護者の教育・保育施設の選択肢の幅を広げていくこととします。

(5) 認定こども園、保育所、幼稚園と小学校との連携の推進

認定こども園、保育所、幼稚園等の幼児教育・保育施設と小学校においては、障がいのある子どもの自立と社会参加の推進に取り組む研修会の開催や、小学校教諭と保育教諭等との懇談会の開催など、子どもの成長に関する情報を共有するほか、幼児教育・保育施設に通う子どもが小学校を見学するなど、未就学の子どもと小学生との交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に就学できるよう取組を進めるとともに、幼稚園などを含めた施設間での指導のあり方についての共通理解などを通じて、連続性のある教育活動の充実を図ります。(89ページ参照)



[用語解説]

- 5 「幼保連携型こども園」： 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設。認可の基準は「幼稚園または保育所の高い水準を引き継ぐこと」を基本としています。
- 6 「幼稚園型認定こども園」： 認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えている施設。
- 7 「保育所型認定こども園」： 認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えている施設。
- 8 「地方裁量型認定こども園」： 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設。

6 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組

本市における児童の放課後等の安心・安全な居場所づくりについては、「学童クラブ（放課後児童クラブ）」と「児童館」を中心に実施しています。児童館では、専門の職員や地域の方々の支援により学習や体験・交流などの「放課後子ども教室」と同様の活動を行っていることから、教育委員会が所管する「放課後子ども教室」については、児童館が整備されていない地域のうち、地域の方々の支援や場所などが整った学校で開設しています。

（1）実施状況

学童クラブ

17か所設置（児童館併設10か所、単館4か所、学校内2か所、公共施設内1か所）
市街地のすべての小学校で実施しています。

児童館

9か所は公営、1か所は民設民営（委託）

本市では、「放課後子ども教室」の役割を児童館が担っており、公営の9か所はすべて学童クラブを併設、自由来館のほかランドセル来館事業として学校からランドセルを背負ったまま児童館に来館できる登録制の事業を実施しています。

放課後子ども教室

小学校1か所で実施しています。

（2）取組の方向性

児童館に併設した学童クラブについては児童館と一体的に、それ以外の学童クラブについては近隣の児童館と連携してプログラムを実施するなど、すべての児童館と学童クラブが情報を共有して児童の健全な育成に取り組めます。

また、放課後子ども教室実施校についても、学童クラブと一体的な実施を図ります。

目標事業量としては、令和4年度、みどり台地区に学童クラブ併設型の児童館を新設し、学童クラブ19か所、児童館11か所を整備します。

放課後子ども教室については、引き続き、児童館が整備されていない地域の小学校において事業の推進を図ります。

学童クラブと児童館の指導員、放課後子ども教室を運営する教育委員会等が連携・協力し様々な活動プログラムの企画運営を行います。

放課後子ども教室を実施する際には、学校施設の活用を基本として取り組みます。

放課後の児童の居場所の確保に向けては、教育委員会や各学校と定期的な情報共有を図り、連携して事業を実施します。

特別な配慮を必要とする児童については、すべての学童クラブで受け入れしており、今後も「こども相談みにくる」の巡回支援の活用や、教育委員会や学校等関係機関、市内の障害児通所支援事業所との連携強化に努めます。

学童クラブの開所・閉所時間については、平成23年度に閉所時間を30分延長して18時30分としたほか、平成25年度には開所時間を30分繰り上げ、8時からとしたところであり、今後も利用者のニーズなどを踏まえ、総合的に検討します。

令和3年度から児童館、学童クラブの運営の一部を民間事業者へ委託し、専門性を生かした研修プログラムの実施による市民サービスの向上を図るとともに、より一層、児童の健全育成を図ります。

利用者等への周知については、学童クラブの保護者に対する懇談会の実施や学校を通じた児童館行事の周知、SNSでの情報提供などを進めます。

7 その他個別施策の指標

子ども・子育て支援法において、国が計画への記載項目として定める「教育・保育等の量の見込みと確保の方策及びその実施時期」などに加え、第5章に掲げる個別施策について計画期間における達成状況を把握するため、次のとおり指標（目標数値等）を定めます。

具体的施策	指標	現状 (H30年度)	到達目標 (R6年度)
基本目標1 子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実			
基本施策(3) 家庭や地域の教育力の向上			
青少年の多様な体験活動機会の充実	参加者の満足度	94%	95%以上
基本目標2 安心して子どもを生き育てられる環境の充実			
基本施策(1) 子育て支援サービスの充実			
ちとせ子育て特典カード事業の推進	協賛店舗数	88店舗	120店舗
特定教育・保育施設の充実	待機児童数	0人	0人
認定こども園化の促進	認定こども園施設数	13か所	17か所
保育士等確保方策の推進	「保育士等人材バンク」の年間新規登録者数	13人	15人
基本施策(2) 地域における連携・交流の充実			
子育てに関する総合情報発信の拡充	「ママから net.」への年間アクセス数	163,700件	165,000件
「ちとせ子育てネットワーク」の拡充	子育て支援団体からの年間参加者数	84人	90人
「企業連携ぶちゼミ」の開催	年間開催回数	12回	15回
基本施策(3) 妊産婦・乳幼児等に関する切れ目ない保健対策の充実			
産後ケア事業の充実	希望日1週間以内の実施数	80%	90%
新生児・産婦訪問事業の充実	赤ちゃん訪問において育児不安が解消されたと感じた人の割合	96.1%	95%以上
ちとせ版ネウボラ（こども・妊婦ネウボラ）の充実	利用者の内、不安が解消されたと感じた人の割合	妊婦79.2% こども89.3%	妊婦80%以上 こども90%以上
基本施策(6) 結婚・出産・子育てのライフイベントを応援する環境づくり			
「いいお産の日 in ちとせ」の実施	参加者の満足度	98.8%	95%以上

基本施策		指標	現状 (H30年度)	到達目標 (R6年度)
基本施策(7) 子育て支援の利用につなげるきめ細やかな取組の推進				
「ママサポート(訪問型子育て支援)」の推進		年間訪問回数	43回	50回
「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施		参加者の満足度	97.1%	95%以上
基本目標3 子どもの安心・安全の確保と子育てしやすい環境の充実				
基本施策(2) 子育てにやさしい環境の整備				
子育てにやさしい施設の充実		「子育てにやさしい施設」の数	62か所	70か所
基本目標4 配慮を要する子どもと家庭への支援				
基本施策(1) 児童虐待防止対策の充実				
「おやおや安心サポートシステム」の推進		実施対象施設数の割合	81.3%	95%以上
「子育てスキルアップ講座」の実施		参加者の満足度	95.3%	95%以上
基本施策(4) 障がいのある子等への支援の充実				
児童発達支援センターの設置等による地域支援の充実		利用者の満足度	79.2%	90.0%

